

令和8年度 第1回 静岡市終活支援研究会 次 第

日 時 令和8年7月17日（金）10:00～12:00（予定）
オンライン（Zoom）開催

1 開 会

2 自己紹介

3 議 事

（1）報告事項

- ① 静岡市の終活支援事業令和7年度報告及び令和8年度計画について
- ② 静岡市終活支援優良事業者（社会福祉法人まごころ）のフォローアップ状況等について
- ③ 社会福祉法等の一部を改正する法律について
- ④ 静岡県及び静岡県社会福祉協議会の取組について

（2）意見交換

- ① 墓じまいについて
- ② その他

4 閉 会

<配布物>

- （1）次第
- （2）委員名簿
- （3）資料1 静岡市の「未来のあんしんに向けた取組（終活支援）」について
- （4）資料2 社会福祉法人まごころ 静岡市終活支援優良事業者認証事業
- （5）資料3 社会福祉法等の一部を改正する法律について（国通知等抜粋）
- （6）資料4 「頼れる身寄りがいない高齢者等支援体制構築に係る研究会」設置要綱
- （7）参考資料 静岡市終活支援研究会設置要綱

令和8年度 静岡市終活支援研究会
委員名簿

50音順

	所属 ・ 役職等	氏 名（敬称略）
1	社会福祉法人まごころ 身元保証事業部長	石井 達也
2	静岡市民生委員児童委員協議会 常任理事	石田 孝司
3	静岡県行政書士会 静岡支部 会員	近江 晋
4	株式会社日本総合研究所 調査部 副主任研究員	岡元 真希子
5	静岡県司法書士会 理事	小澤 さゆり
6	賤機地域包括支援センター センター長	金森 久美子
7	株式会社Welbie 代表取締役	鹿又 正光
8	静岡県弁護士会 会員	坪川 武史
9	社会福祉法人静岡市社会福祉協議会 地域福祉推進課	手嶋 僚
10	静岡県公立大学法人静岡県立大学 経営情報学部 教授	藤本 健太郎

静岡市の 未来のあんしんに向けた取組 (終活支援) について

令和8年7月17日

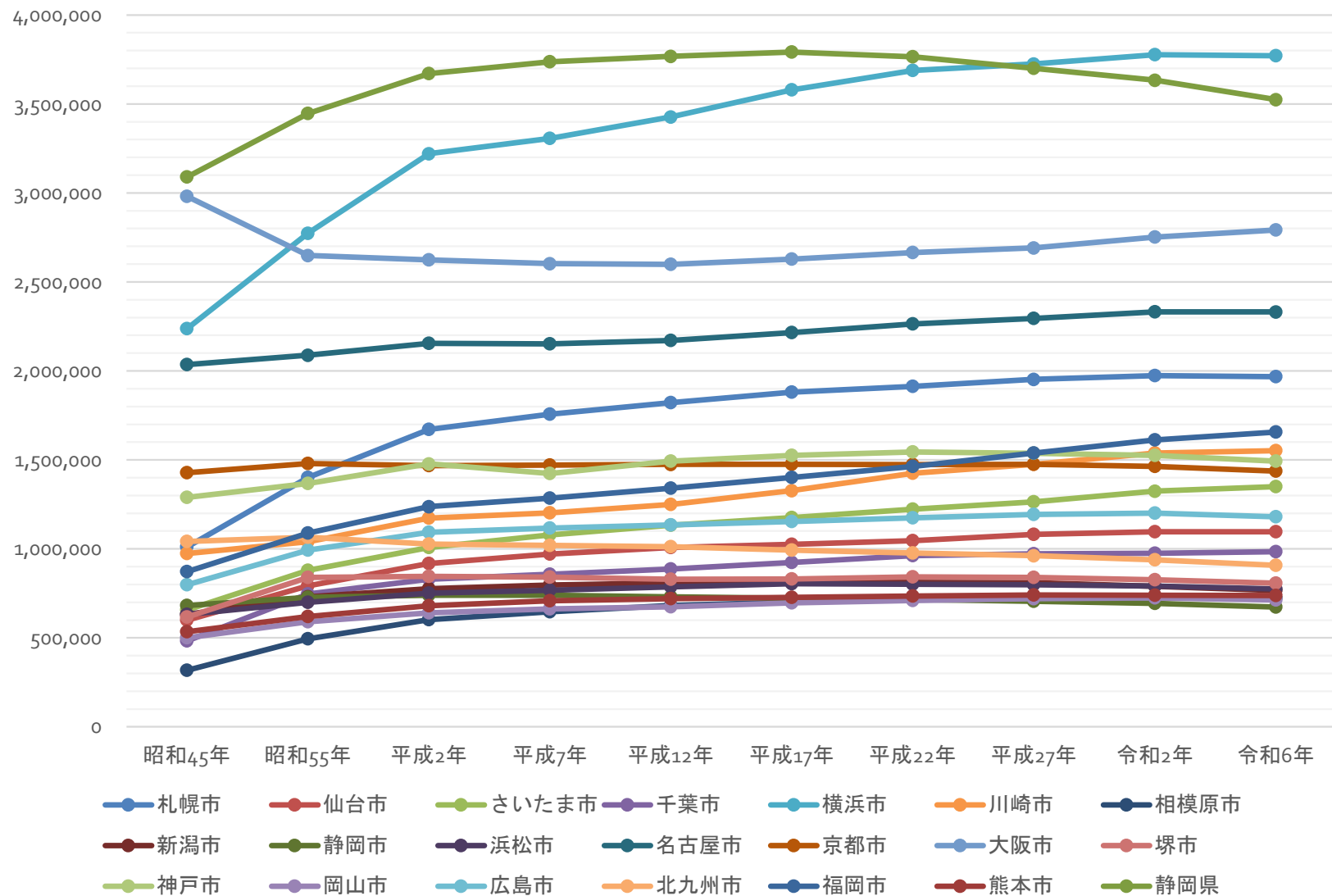
静岡市の 高齢者の現状

	令和 8 年 3 月 31 日 現在	前年比	令和 7 年 3 月 31 日 現在
総人口	665,330人	▲4,928人	670,258人
高齢者人口 (65歳以上人口)	209,269人	▲166人	209,435人
75歳以上人口	127,010人	2,557人	124,453人
高齢化率	31.5%	0.2%	31.3%
後期高齢化率	19.1%	0.5%	18.6%
世帯数	329,944世帯	2,109世帯	327,835世帯

・高齢化率、後期高齢化率は、少数第2位を四捨五入したもの

出典：静岡市調べ（静岡市HP「統計情報」から引用して加工）

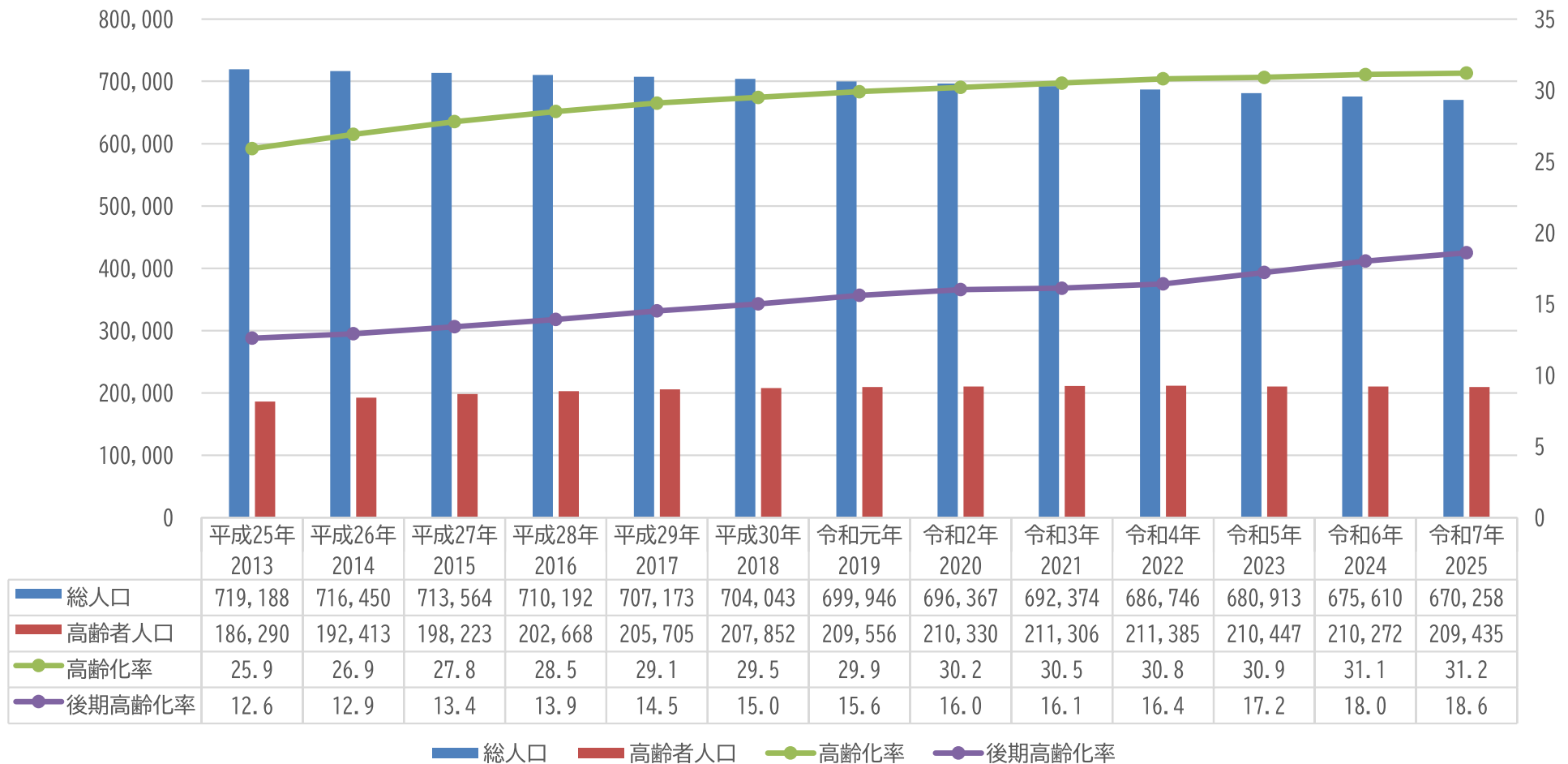
政令指定都市等人口推移（人）



自治体	令和6年
	2024
札幌市	1,968,265
仙台市	1,096,168
さいたま市	1,350,047
千葉市	984,598
横浜市	3,771,063
川崎市	1,551,788
相模原市	723,586
新潟市	766,259
静岡市	672,291
浜松市	775,168
名古屋市	2,331,264
京都市	1,437,377
大阪市	2,791,907
堺市	806,860
神戸市	1,492,282
岡山市	712,632
広島市	1,179,909
北九州市	908,109
福岡市	1,656,737
熊本市	737,409
静岡県	3,524,160

令和8年（2026年）3月31日現在、**総人口 665,330人**
市の独自推計では、現状のまま推移すると、
令和32年（2050年）の人口が492,000人になる。

高齢化状況



- ・各年度4月1日現在
- ・高齢化率、後期高齢化率は、少数第2位を四捨五入したもの

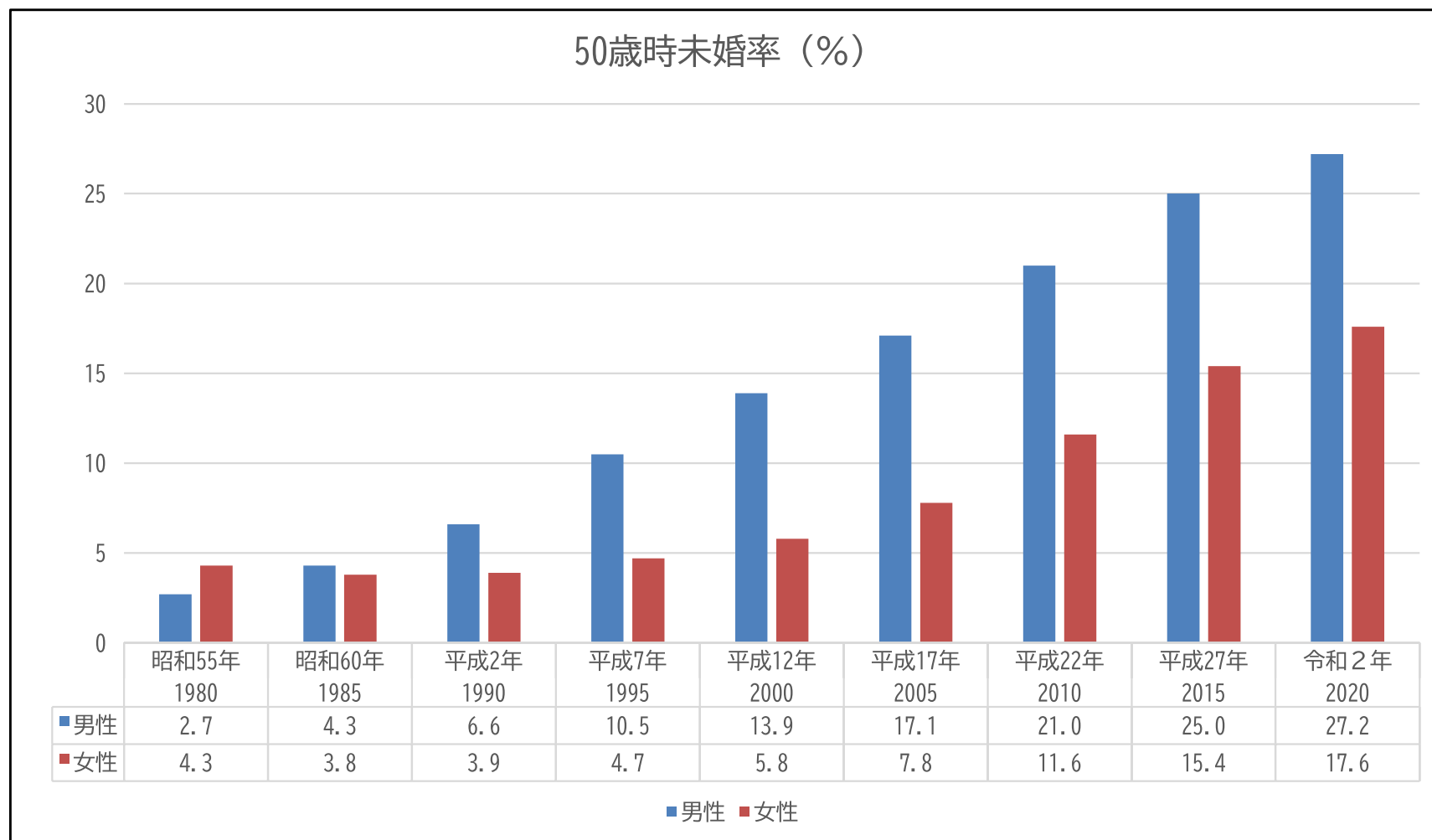
出典：静岡県高齢者福祉行政の基礎調査（静岡市部分を引用して加工）

静岡市は、2020年国勢調査で、高齢化率が政令指定都市で**2番目**に高い。
 高齢化社会…7%超 高齢社会…14%超 **超高齢社会…21%超**



- ・各年度4月1日現在
- ・高齢者のみ世帯数は、高齢者ひとり暮らし世帯、高齢者夫婦のみ世帯、その他の高齢者のみ世帯の合算（＝子らとの同居世帯を除いた世帯数）
- ・高齢者のみ世帯の割合、高齢者ひとり暮らし世帯の割合は、総世帯数を割り、少数第2位を四捨五入したもの

令和8年（2026年）4月1日現在、
高齢者のみ世帯 104,504世帯、 高齢者ひとり暮らし世帯 64,721世帯
高齢者のみ世帯の割合 31.7%、高齢者ひとり暮らし世帯の割合 19.6%
高齢者のみの世帯や高齢者ひとり暮らし世帯が増加している。



昭和55年以降、静岡県や浜松市に比べて、一貫して50歳時未婚率が高い。

- ・ 50歳時未婚率：50歳時点で結婚したことがない人の割合。45～49歳未婚率（未婚者/人口×100＝A）と50～54歳未婚率（未婚者/人口×100＝B）の単純平均（A+B）/2により算出したもの。
- ・ 社会保障・人口問題研究所が公表している資料などは、国勢調査における「配偶者の有無」の設問に回答がない「配偶者関係不詳」の数値を按分し、補完したデータを用いているが、本データでは、「配偶者関係不詳」について補完はしていない。
- ・ 現在の市域での数値（合併前の市町村区域を合算）

出典：静岡市調べ（「市政運営の基礎情報」から引用して加工）

市の現状(静岡市調べ)

家族頼みの限界

- ▼高齢化率の上昇
30.2%(2020年) → 31.5%(2026年)
- ▼高齢者ひとり暮らし世帯の増加
16.5%(2020年) → 19.6%(2026年)
- ▼50歳時未婚率の上昇
男性:25.0%(2015年) → 27.2%(2020年)
女性:15.4%(2015年) → 17.6%(2020年)

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けていくために

- ▼家族の有無にかかわらず、全ての高齢者が、判断能力があるときに、病気や介護、終末期医療、死後の葬儀や支払い等への対応について予め準備しておくこと(「終活」)が必要
- ▼身寄りのない人や、本人や家族だけでの対応に不安を感じる人が、専門的な知識・スキルを持つ民間事業者等を利用して準備を行うことが有効

市民が「終活」を行うにあたっての課題

- ▼「終活」の知識・理解や実践が進んでいない
- ▼終活支援に関する業務を行う事業者に対し、不安・不信感がある

H22.4～

①S救セット

自宅で救急状態になった時、必要な支援を迅速かつ的確に受け取ることができるよう、緊急連絡先等の情報を記した用紙を保管する筒を配付する。

R6.1～

②終活支援優良事業者の認証

市民が安心して終活支援事業者を利用できるよう、市の基準を満たす事業者を「終活支援優良事業者」として認証する。

R6.3～

③エンディングノート

市民が、これまでやこれからについて思いを整理し、家族や医療・介護・福祉の専門職等と共有するツールの一つとして作成したエンディングノートを配布する。

R7.4～

④終活支援担当部署の新設

市の組織において終活支援を取り扱う部署を新設するとともに、各区役所に相談窓口を設置した。

R7.4～

⑤終活情報の登録・伝達

市民から終活情報(緊急連絡先等)をあらかじめ市に登録してもらい、事故や病気等により自身で意思表示ができない場合には、事前に本人から指定された人や医療機関等からの照会に応じて、市が本人に代わりその情報を伝えることで、本人の意思に沿った対応ができるようにする。

R7.11～

⑥エンディングプラン・サポート

市民が終活支援優良事業者と締結する契約(葬儀、家財処分など死後事務に関するもの)に関して、市が、「事業者による死後事務が終了するまでの一連の過程」を見届けるなどのサポートを行う。

R6.12～

⑦現金/不動産の生前寄附・遺贈寄附

自身の財産(現金/不動産)を次の世代のために使ってほしいという思いに応え、静岡市の未来を担う若者や子育て世帯への支援、古き良きまちなみの保存などに活用する。

市民から寄せられる声

- ▼元気なうちに“もしも”のときの準備をしたいが、何から始めればいいか、どこに相談したらいいかわからない。
- ▼“もしも”のとき、家族・親族に負担をかけたくない。
- ▼独り身で、亡くなってから、葬儀や家財処分等、事業者と契約したとおりの対応がなされるか不安、信頼できる事業者が知りたい。
- ▼“もしも”のときには、自分の財産を若い世代のために使ってほしい。

未来への
疑問…

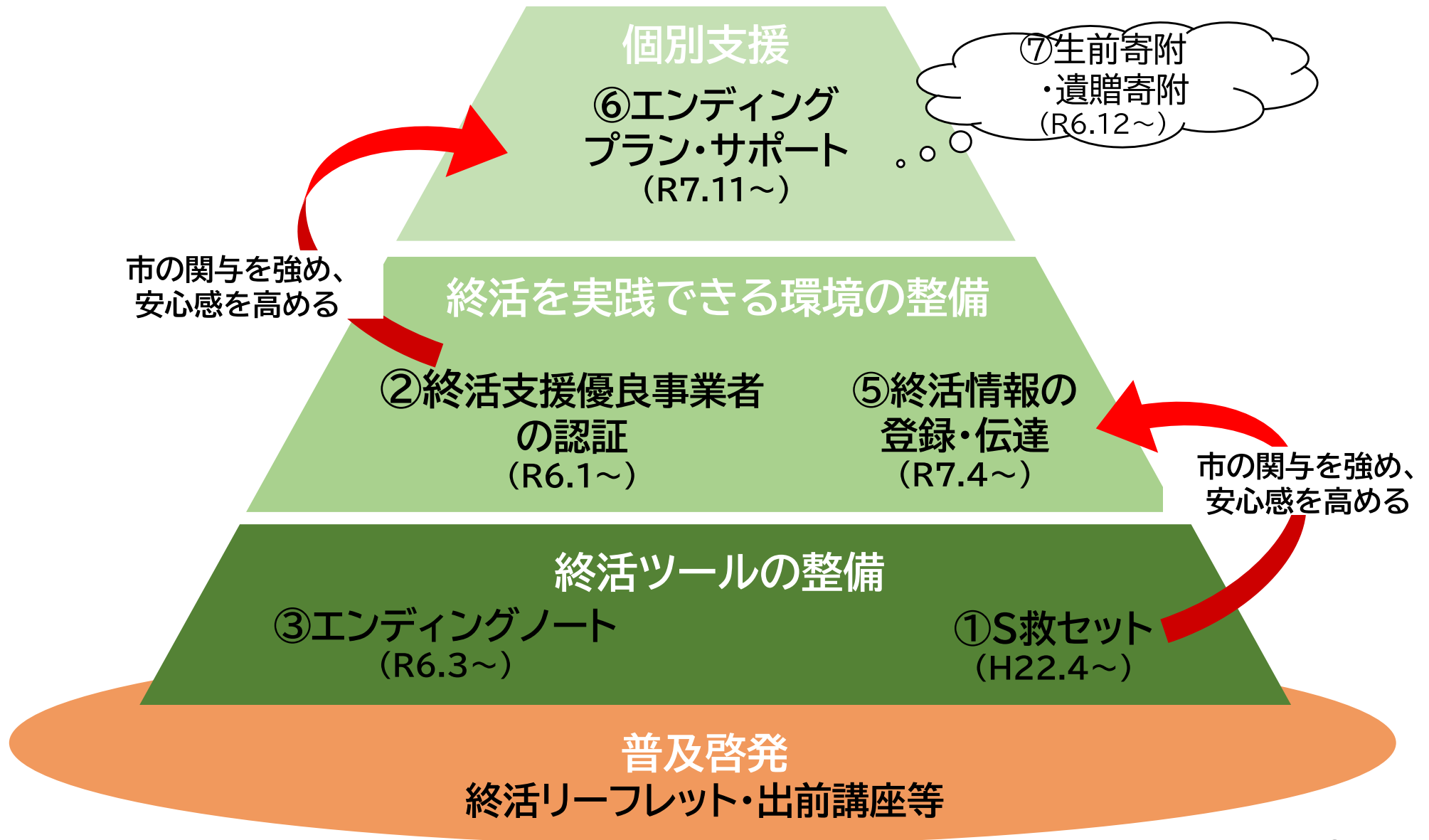
未来への
不安…

未来への
希望…

誰もが安心して過ごせるまちへ

- ▼高齢者の“もしも”のときの疑問や不安や、次の世代に向けて何かを残したいという思いに寄り添い、これからの人生を希望どおり過ごせるよう、⑤～⑦を開始

< 未来のあんしんに向けた取組
(終活支援)の体系図 >



終活リーフレット

「終活」は自分らしく生きるための大切な一歩です

「終活」について 考えてみませんか？

静岡市では、高齢者の皆さんの“もしも”のときの疑問や不安に寄り添い、誰もが安心して過ごせるまちになるよう、「未来のあんしんに向けた取組」を進めています。

これからの人生を豊かにしていくために、まずは一歩、「終活」について考えてみませんか？



エンディングノート

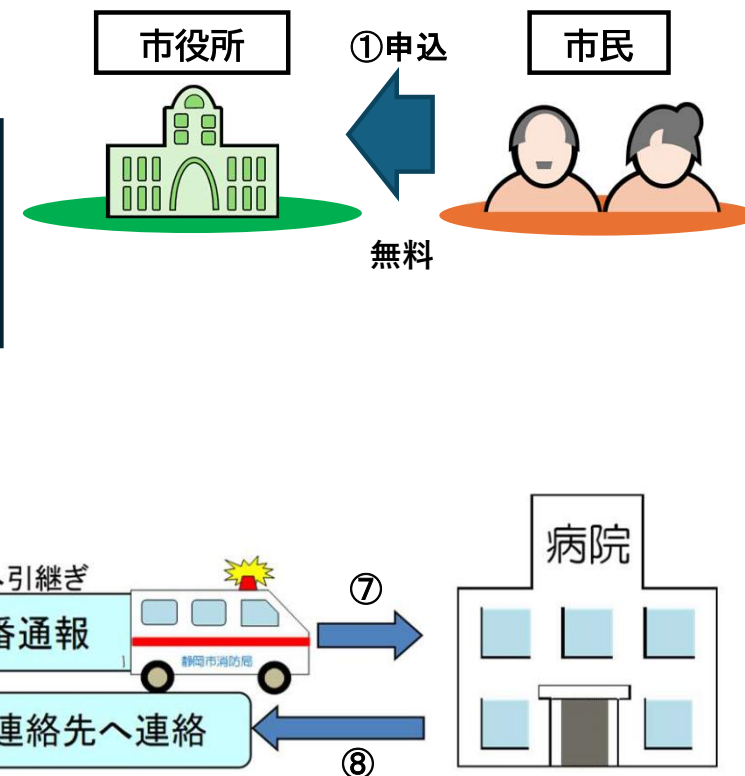


<事業概要>

自宅で救急状態になった時、必要な支援を迅速かつ的確に受けることができるよう、緊急連絡先等の情報を記した用紙を保管する筒を配付する。

※ 緊急連絡カードのほかに（お持ちの方は）診察券（写）、薬の説明書を入れてもよい。

「緊急連絡カード」氏名などの基本情報の他緊急連絡先、持病、かかりつけ医、服薬情報などを記入する。



緊急事態
発生！

緊急連絡先は？
S救セット！！



室内



◆緊急事態に備えて

①S救セットの配付を希望する人は、各区役所高齢介護課の窓口で申し込み、配付を受ける。

（一人で申し込みが困難な方は、自治会・町内会や民生委員など地域の協力を得て申し込む。）

②配付された人は、「緊急連絡カード」に必要事項を記入し、筒に入れる。

③筒を自宅の冷蔵庫の中に保管する。

④表示マグネットを冷蔵庫のドア表面に貼り付ける。

⑤表示シールを玄関先から見えないように室内にも貼り付ける。

◆救急状態になった時

⑥駆け付けた人は、救急車の要請とともに冷蔵庫の中からS救セットを取り出し、緊急連絡先に連絡を取り、駆け付けた救急隊に「緊急連絡カード」等を引き継ぐ。

⑦救急隊は、かかりつけ医や服薬情報などから搬送先や医師への引き継ぎに役立てる。

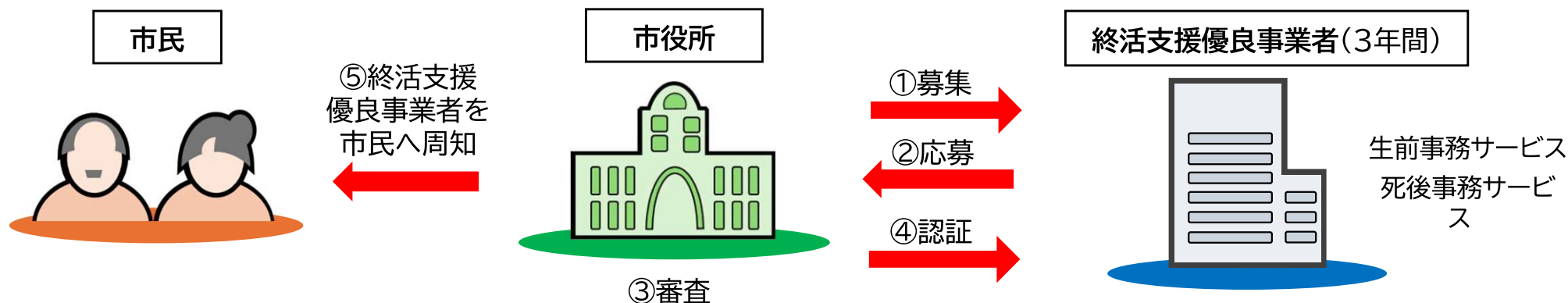
⑧引き継ぎを受けた医療機関は、「緊急連絡カード」の内容を、医療行為の参考や家族等との連絡に役立てる。

<事業概要>

終活支援（生前事務サービス、死後事務サービス）に関する業務を行い、終活支援優良事業者として認証を受けたい事業者に対して、市が審査し、認証する。

※静岡市終活支援優良事業者認証事業における「終活支援事業者」とは、以下の終活支援を提供する事業者をいう。

- ・「生前事務サービス」：生前事務委任契約にて行う、日常生活のサポート（買物支援、福祉サービスの利用や行政手続等の援助、日常的金銭管理等）、安否確認、緊急時の親族への連絡、病院・福祉施設等への入院・入所時の身元（連帯）保証、賃貸住宅入居時の身元（連帯）保証等をいう。
- ・「死後事務サービス」：死後事務委任契約にて行う、病院・福祉施設等の費用の清算代行、遺体の確認・引取り指示、居室の原状回復、残存家財・遺品の処分、ライフラインの停止手続、葬儀支援等をいう。



- ①市は、終活支援に関する業務（生前事務サービス、死後事務サービス）を行い、市から優良として認証を受けたい事業者を募集する。
- ②事業者は、市に応募する。
- ③市は、申請に基づいて書類審査、訪問審査を行い、認証の妥当性については「静岡市終活支援優良事業者認証基準策定委員会」で策定された認証基準に基づき、庁内組織で審査する。（必要に応じて有識者から意見聴取）
- ④市は、審査の結果、優良と判断した事業者を「静岡市終活支援優良事業者」（以下「終活支援優良事業者」という。）として認証し（認証期間は3年間）、通知する。
- ⑤市は、市民へ終活支援優良事業者を周知する。

<審議体制>

1 認証基準の作成について

優良事業者の認証基準の作成については、新規附属機関「静岡市終活支援優良事業者認証基準策定委員会」(1年未満のため規則で設置)を設置し、(右記【参考】参照)、実施した。

2 認証に関する審査について

優良事業者の認証に関する審査については、事務局である市で書類審査、訪問審査を行い、認証の妥当性については、「静岡市終活支援優良事業者認証基準策定委員会」で策定された認証基準に基づき、庁内組織で審査する。(必要に応じて有識者から意見聴取)(受付は随時。ただし、審査は概ね2か月単位で行う)

【参考】「静岡市終活支援優良事業者認証基準策定委員会」名簿

	所 属
委員	静岡県弁護士会
委員	静岡県司法書士会
委員	静岡県公認会計士会
委員	全国消費生活相談員協会
委員	地域包括支援センター

※令和5年度のみ設置

<審査項目>

認証の対象となる事業者は、次の(1)(2)のいずれにも該当する事業者で、第1～第3の認証基準を満たすものとする。

- (1)終活の支援を目的として行う、生前事務サービス及び死後事務サービスを行うもので、申請日まで引き続き1年以上そのサービス提供を行い、12か月分の決算が確定しているもの
- (2)静岡市内に本店、支店又は営業所等を有する法人であるもの

第1 組織運営:事業者の事業運営の健全性及び継続性の確保に係る項目

理念と基本方針、関連法令の遵守、個人情報管理、事業の健全性、反社会的勢力の排除に関する規程、寄附、遺贈・死因贈与契約の取扱い等

第2 契約の締結・履行:契約時の丁寧な説明や適切な手順の確保、判断能力が不十分になったときの取扱い、中途解約に係る項目

契約前にサービス利用者検討者の意向を反映できる仕組み、重要事項説明書の作成と契約時の丁寧な説明、成年後見制度の利用支援、契約履行の担保、中途解約の取扱い等

第3 サービスの管理:それぞれのサービスの適正な提供及びサービスの質の確保に係る項目

満足度の把握・分析評価、サービスの管理、苦情・相談に関する仕組み、教育・研修、利用者の物品及び金銭を管理する場合の仕組み、預託金の適切な管理、預託金清算後の返金手続に関する仕組み等

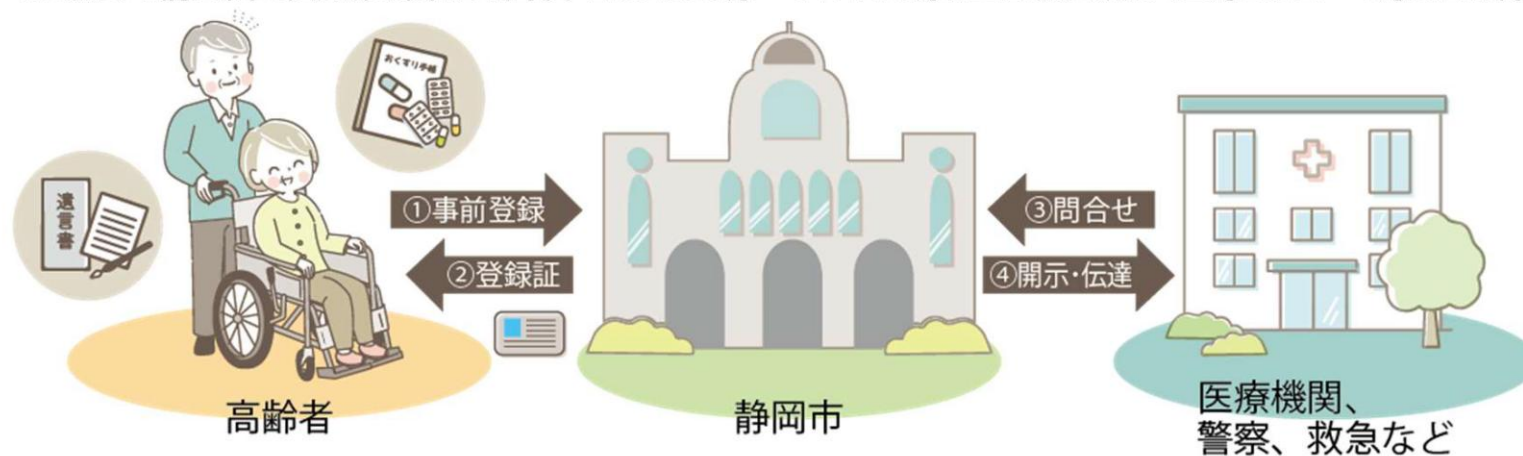
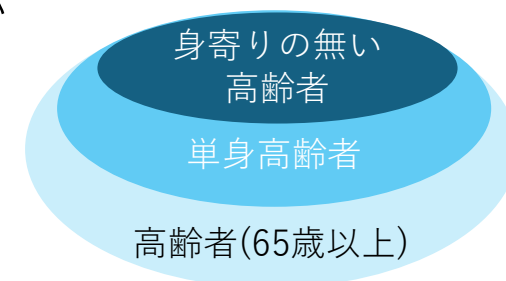
<認証後のフォローアップ>

- (1)認証を受けた日以降、毎年度、終活支援優良事業者活動状況報告書を提出していただくとともに、基準に適合しているか書類又は電話、訪問で確認を行う。
- (2)上記(1)の他、事業者の職員、利用者等からの通報等により、認証基準に適合していないと疑うに足る事由がある事業者については、必要に応じて、事業者へその内容が認証基準に適合していることを書類又は電話、訪問で確認を行う。

<静岡市終活支援優良事業者>

- ・「社会福祉法人 まごころ」(静岡市駿河区弥生町4-26) 令和6年3月19日認証
- ・「株式会社 Welbie(ウェルビー)」(駿河区稲川一丁目8-29 稲川ビル2階) 令和6年12月23日認証

目的	高齢者が終活情報を事前登録し、事故や病気等のいざというときや自身の死後に本人の意思を伝えることができるように備えることで、本人の尊厳を守り、安心した生活を送ることができるよう支援する。
概要	緊急連絡先などの「本人情報」を事前に市に登録し、病気や事故などで意思表示できなくなった時やお亡くなりになった時に、医療機関や事前に指定された方からの問い合わせに応じ、市が本人に代わり、それらの情報を伝達する。
事業対象	市内に住所を有する原則65歳以上の者
登録情報	緊急連絡先、かかりつけ医、処方薬、アレルギー情報、既往歴、遺言の保管場所、葬儀や遺品整理の生前契約先、お墓の所在地 など
手続方法	各区高齢介護課及び清水福祉事務所蒲原出張所にて本人、成年後見人、若しくは家族・親族による申請を受付 申請を受付後、登録者に2種類の登録証（名刺サイズとA4自宅掲示用）を交付
開示方法	医療機関、警察、救急、市福祉事務所や本人が指名した方から照会を受け、登録された情報を開示する場合には、照会者の身分などを確認のうえ、電話・FAX若しくは窓口にて開示 ※ 照会可能時間：市役所の開庁時間（平日8時30分～17時15分。土日祝日及び12月29日～1月3日は除く）に限る。



【取組の効果】

▼ 登録件数 24件(2026年3月末現在)

▼ 登録者から、「事前に終活しておくことで安心感が高まり、ほっとした。家族のためにこれからも健康でいたい。」などの声が寄せられている。

(登録・開示できる項目：○、登録できない項目：×、開示できない項目：－)

登録・開示の可否一覧	登録することが可能な方			開示が可能な方				
	本人	後見人	家族親族	医療機関	警察	救急	市	本人が指名する方
①氏名、住所、生年月日、電話番号等	○	○	○	○	○	○	○	○
②本籍、筆頭者	○	○	○	－	○	－	○	○
③緊急連絡先	○	○	○	○	○	○	○	○
④マイナ保険証の有無	○	○	○	○	－	○	○	○
⑤かかりつけ医	○	○	○	○	○	○	○	○
⑥処方薬	○	○	○	○	○	○	○	○
⑦アレルギー情報	○	○	○	○	○	○	○	○
⑧手術歴、既往歴や現病歴	○	○	×	○	○	○	○	○
⑨延命治療等の書面による意思表示の保管場所等	○	○	×	○	－	○	○	○
⑩エンディングノートの保管場所等	○	○	×	○	－	○	○	○
⑪臓器等提供の意思	○	×	×	○	－	－	○	○
⑫献体登録先	○	○	○	○	－	－	○	○
⑬葬儀や遺品整理の生前契約先	○	○	×	○	－	－	○	○
⑭遺言の保管場所等	○	×	×	－	－	－	○	○
⑮お墓の所在地等	○	○	○	－	－	－	○	○
⑯本人の自由登録事項	○	×	×	○	○	○	○	○

エンディングプラン・サポート

市民が終活支援優良事業者と締結する契約(葬儀、家財処分など死後事務に関するもの)に関して、
市が、「事業者による死後事務が終了するまでの一連の過程」を見届けるなどのサポートを行う。

次世代につなぐ、あなたの思い(不動産の生前寄附・遺贈寄附)

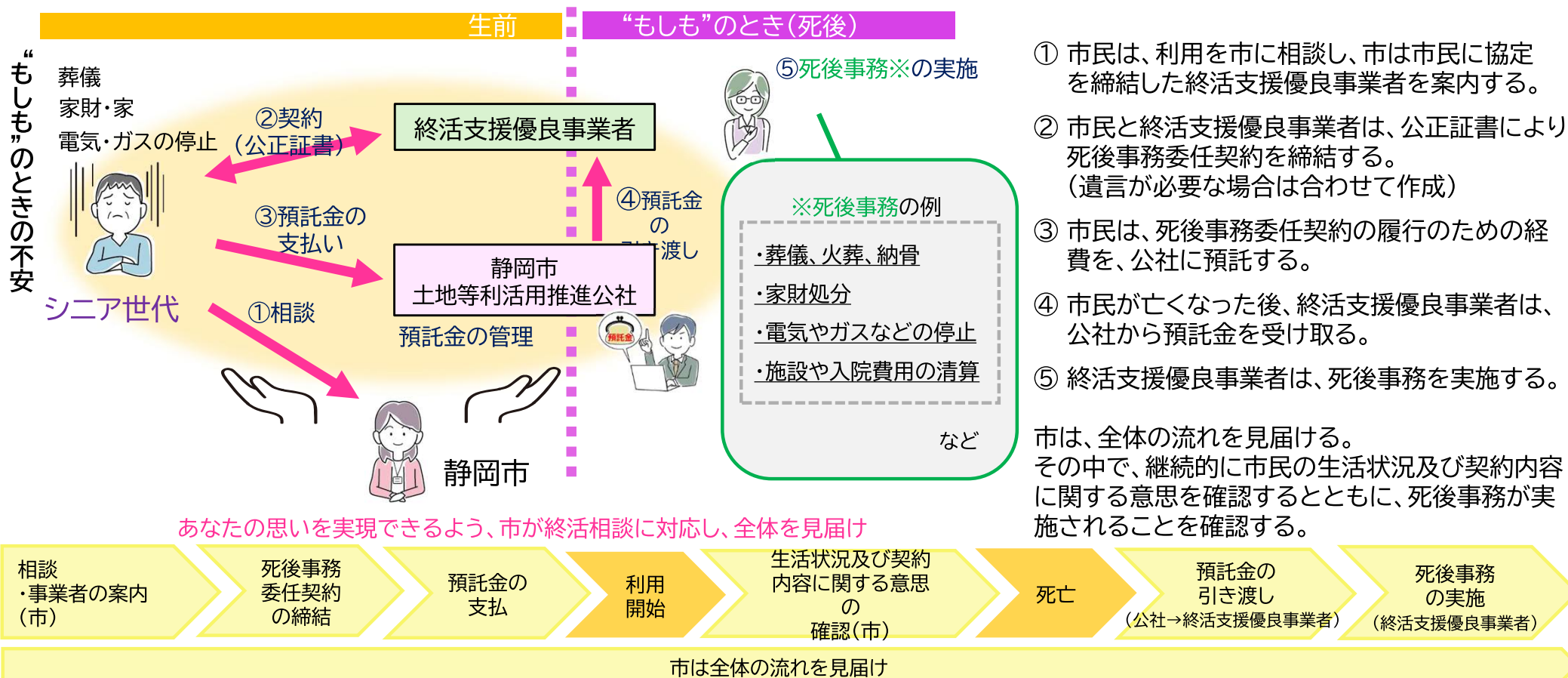
自らの財産を、市の未来を担う若者や子育て世帯、古き良きまちなみ保存などのために活用してほしいという市民の思いをサポートする。

目的

「独り身の自分が亡くなった時、葬儀や家財処分などが、事業者と契約したとおりの対応がされるのだろうか」「頼れる親族がいないけれど、どうしよう」といった高齢者の“もしも”のときの疑問や不安を解消し、市民の安心感を高めることを目的とする。

概要

市民が終活支援優良事業者と締結する契約(葬儀、家財処分など死後事務に関するもの)に関して、市が、「事業者による死後事務が終了するまでの一連の過程」を見届けるなどのサポートを行う。



【取組の効果】

- ▼ 相談件数 延べ138件(終活相談延べ595件の内数)、申請4件、申請取下げ1件(2026年3月末現在)
- ▼ 相談者から、「市役所が相談に応じ、見届けなどの関与をしてもらえると心強い。」などの声が寄せられている。

対象者	市内に住所を有する原則65歳以上の者で、頼れる親族がいないもの
利用料金	終活支援優良事業者に支払う預託金及び入会金等の費用は市民の自己負担 また、必要な場合は遺言作成に要する費用が発生
手続方法	安心感がある温かい社会推進課にて相談・申請を受付 市民の思いを実現できるよう、話し合いを重ねてさまざまな準備を実施 (相談を受けてから利用開始までには数か月程度要します。)
必要書類	(1)市民及び市民の直系親族の出生から申請時までの戸籍謄本 (2)死後事務委任契約に係る預託金を支払う資力があることが確認できる書類 (3)その他、市長が必要があると認める書類
安心感を高める 5つのポイント	(1)市、終活支援優良事業者及び公社が連携して市民の終活をサポート (2)市の基準を満たし認証を受けた「終活支援優良事業者」が死後事務を実施 (3)市の外郭団体である公社が預託金を確実に管理 (4)契約内容が本人意思に基づくことを明らかにするため、契約書を公正証書で作成 (5)市民の思いを実現できるよう、市が終活相談に対応(遺言や寄附・遺贈の取扱いについても案内)、 全体を見届け

終活情報の登録・伝達

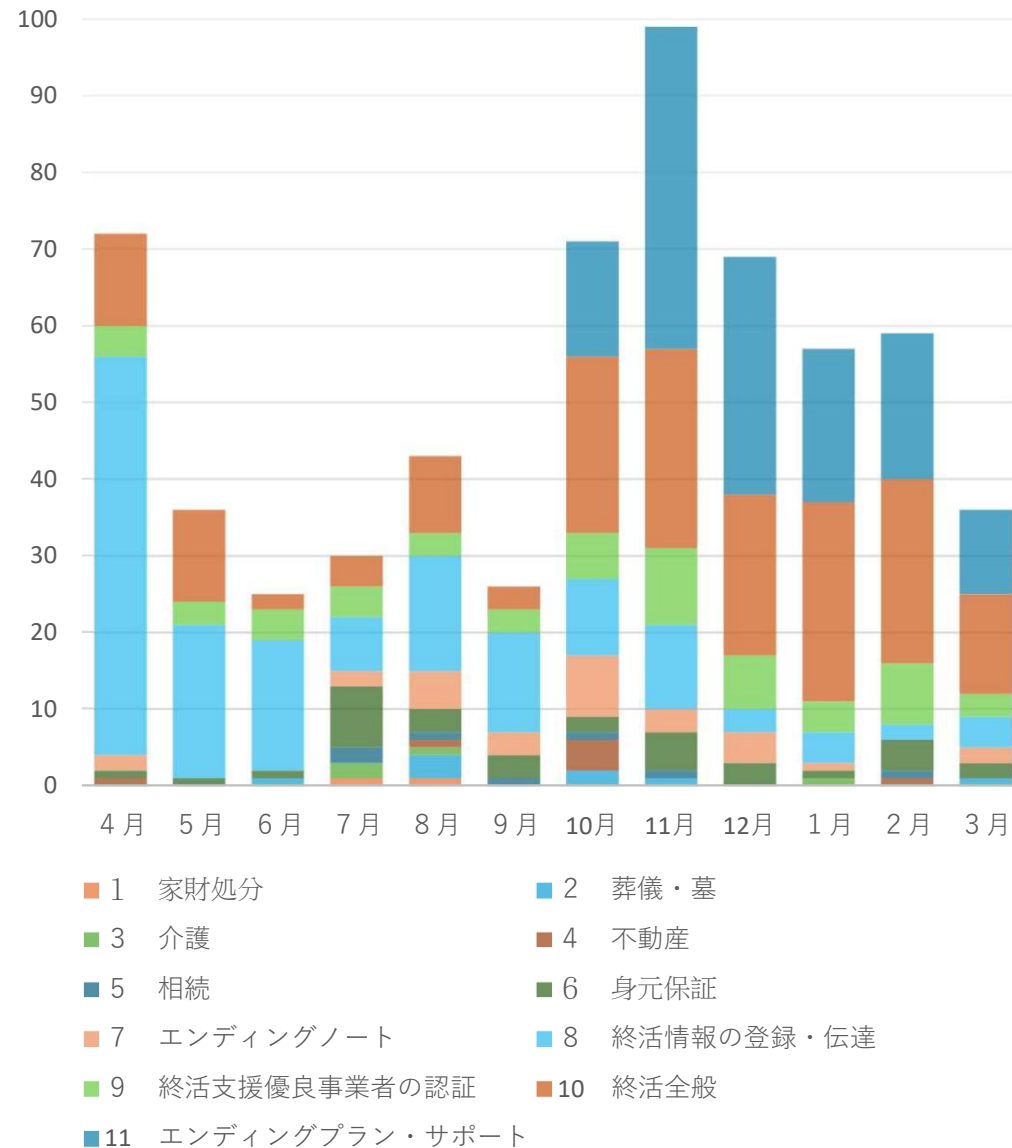
緊急連絡先やかかりつけ医などの「本人情報」を事前に市に登録し、病気や事故などで意思表示できなくなった時やお亡くなりになった時に、医療機関や救急(消防)、警察などのほか、事前に指定された方からの問い合わせに応じ、市が本人に代わり、それらの情報を伝達します。

現金・不動産の生前寄附・遺贈寄附

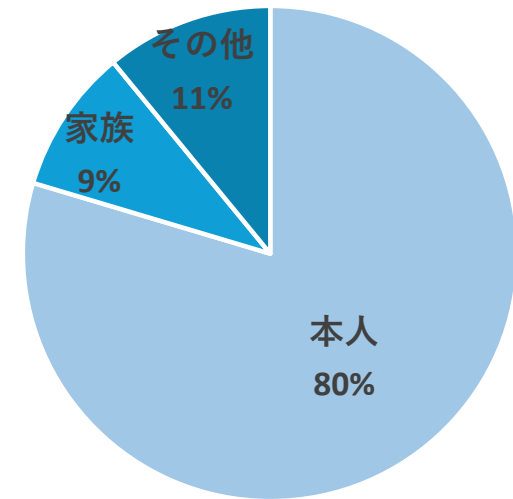
自らの財産を、市の未来を担う若者や子育て世帯、古き良きまちなみ保存などのために活用してほしいという市民の思いをサポートします。

内容		R 7 年度	
終活相談延べ件数		595	
うち、エンディングプラン・サポート		138	
エンディングプラン・サポート	申請	4	
	うち、取下げ	1	
終活支援優良事業者の認証	申請	0	
	認証	0	
終活情報の登録・伝達	登録	24	
	伝達	0	
S 救セット	配付	1,822	
終活リーフレット	作成	30,000	
	配布	9,384	
エンディングノート配布数（地域包括ケア推進課聞取り）		6,134	
終活支援研究会	開催	2	
視察	議会	11	15
	その他	4	
研修（講師派遣）	内部	4	15
	外部（支援者）	9	
	外部（市民）	2	

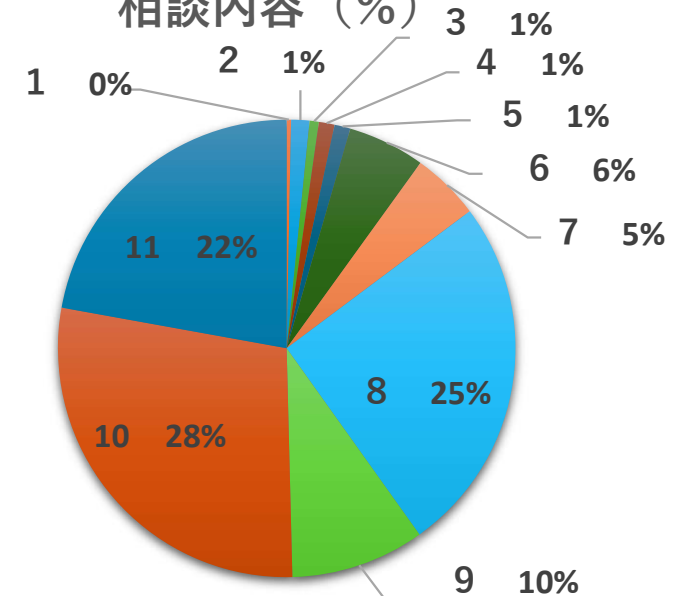
相談内容（月別件数）



問合せ者（%）



相談内容（%）



（※1）複数の相談内容に該当する場合があるため、終活相談延べ件数と一致しない。

（※2）月別件数と凡例は同じ

未来のあんしんに向けた取組

終活を通じて、
誰もが安心して過ごせるまちへ



静岡市終活支援優良事業者認証事業

▶ 法人概要

- ・法人名 社会福祉法人まごころ
- ・所在地 静岡市駿河区弥生町4-26
- ・電話番号 054-267-3131
- ・設立 2014年5月
- ・事業概要 特別養護老人ホーム、ショートステイ、デイサービス、小規模多機能ホーム、公益事業



▶ 優良事業者としての現状

認証日：令和6年3月19日

法令遵守指針：良質なサービスの提供

私達は 社会福祉法、介護保険法、消費者契約法、法人等による寄附の不当な勧誘の防止に関する法律及びその他関係法令の主旨に則って、心身・技術を磨き、お客様のQOL(クオリティ・オブ・ライフ)の向上、自立支援に役立つサービスを提供します。そのために、たゆまぬ研鑽を行います。

人権の擁護

お客様の尊厳の保持・プライバシーの保護に配慮し、常にお客様の立場に立って提案、行動します。

安全・清潔への配慮

私達はおお客様の尊厳・意志を尊重しつつ、安全性の確保及び清潔の保持に努めます。

法令の遵守

私達は、法令、法人内外の規範、社会的ルールに則って行動し、地域社会からの信頼を得られるよう行動します。

寄附について：寄附の取り扱い

1. 事業者より寄附の勧誘、強要をすることはありません。
2. 利用者、もしくはその家族からの寄附は、自発的な申込みがある場合に限り、受入れます。
3. 寄附の受入れにあたり、寄附者の公開などはい行いません。
4. 寄附は地域における福祉の発展と充実に寄与する場合に限り受入れます。使途を指定した寄附は、その内容に沿って使用します。

遺贈・死因贈与について：遺贈・死因贈与契約の取り扱い

利益相反の観点から、利用者からの遺贈を受けること、死因贈与契約をすることはありません。

< 実績 >

- ・ 相談、問い合わせ件数 534件 ※2026年6月現在
- ・ 累計契約者数 112名 ※2026年6月現在
(死後事務執行 16名)

< 参考 >

- ★親族はいるが、高齢や遠方などで対応できないケースの相談が増えた。
- ★認証前はケアマネージャーや地域包括支援センター経由でのお問い合わせだったが、認証後はご本人からの直接のお問い合わせが増えた。
65歳～70代前半の若くて元気な方からお問い合わせが多い。
→ 属性は介護保険利用中の方または元気な65歳～74歳の方の二極化傾向

< 認証後の問い合わせ件数と契約数の推移 >

	認証前	認証後（2026年7月）
お問い合わせ件数	月平均8件	月平均12件
契約者数	月平均1.3件	非公開

（お問い合わせ例）

- ・ サービス内容や料金について
- ・ 資料のみ送付してくれますか
- ・ 自宅に来て相談してくれますか
- ・ 遺贈、寄附って何ですか

▶ 終活支援事業内容 「高齢者のお困りごとを包括的にサポート」

- ・ 入居時、入院時の必要とされる身元保証人になる**身元保証**
- ・ 家族の立場となり日々の暮らしを日常**生活支援**
- ・ もしもの時のための**万一の支援**
- ・ お亡くなった後の**葬儀納骨支援**
- ・ 必要に応じて、弁護士や司法書士などの専門家と連携して**法的支援**



サービス紹介



事例：（相談内容）息子はいるが、精神疾患があり、頼むことができない。もしもの時の対応や緊急連絡先の受託、施設入居時の保証人対応をお願いしたい。

（支援内容）身元保証 死後事務委任
在宅生活時の緊急連絡先受託、救急搬送対応、入退院支援、介護施設への引っ越しのお手伝い、死後事務など

▶ お客様の声



(70代女性)

終活の相談先がわからず困っていましたが、静岡市からまごころを紹介していただきました。安心して相談することができました。



(70代男性)

もしもの時の備えができたことで、将来への不安が消えました。住み慣れた自宅で安心して生活することができています。



(90代女性) 施設の選定や引っ越しの相談、入居の保証人にまでなっていただき大変助かりました。契約しておいてよかったと実感しています。

▶ 課題

○資力に余裕がない方への支援方法

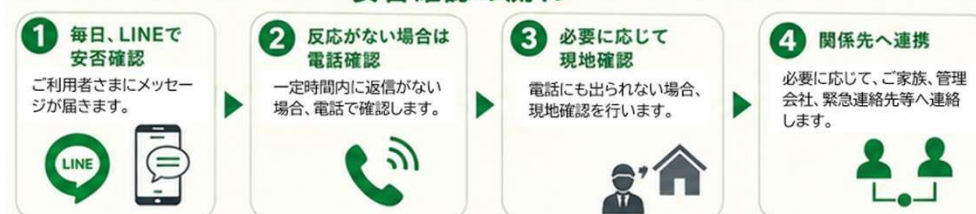
○介護保険利用前のおひとりさまをどう支えることができるか。

(見守りの方法、日々の関わり方等)

→ **LINEによる安否確認(LASHIC link)を導入**

LASHIC link

安否確認の流れ



▶ 終活支援優良事業者して地域への貢献活動

○地域の老人福祉センターでの出張講演

○地域包括支援センターと連携し、民生委員やケアマネ、地域の皆様への出張講演

(成果・感想) 身元保証事業やサービス内容を理解していただき、色々な相談を頂けるようになった。



出張講演

▶ 静岡市の認証を受けてからの変化

1. 問い合わせの約半数が介護保険利用前の方であり、老後や死後の不安をなくしたい気持ちでご自身で市役所に連絡されたり、静岡市のHPを見ての問い合わせが多い。社会に「終活支援サービス」があることが少しずつ認識され、理解され始めていると感じている。
2. お客様から「何を基準に会社を選んで良いのかわからなくて不安だったが、静岡市が認定していると安心して相談できる」の声が多数あった。
3. 他の社会福祉法人が身元保証事業運営を検討する機会が増えたと感じている。静岡県外の10法人に事業説明を実施した。※2024年3月～